

神労基発 0910 第 1 号の 2
令和 6 年 9 月 10 日

公益社団法人
神奈川労務安全衛生協会会長 殿

神奈川労働局労働基準部長



死亡災害防止のための取組の徹底について(緊急要請)

日頃から労働災害の防止につきまして御尽力いただきしておりますこと、また、第 14 次労働災害防止計画(神奈川計画)の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年 8 月末現在の神奈川県内における労働災害の発生状況において、死亡災害が 7 月に 3 件、8 月には 5 件発生しており、6 月末まで計 10 件であったところ、この 2か月でほぼ倍増の 18 件となる異常な事態であります。14 次防神奈川計画の本年目標(死亡災害 26 人以下にする)の達成が危ぶまれる極めて憂慮すべき事態となっております。

特に、クレーン作業に係る死亡災害が 8 月に 3 件発生(概要は別紙リーフレットのとおり)しております、由々しき事態となっています。

つきましては、県内の死亡災害発生状況を鑑み、死亡災害防止のための取組の徹底、特にクレーン災害の防止を強化する必要があることから、関係団体のみなさまにおかれましては、会員事業場等と協力し、下記の基本遵守事項の徹底が図られますよう、緊急要請いたします。

記

基本遵守事項

- 1 作業計画はリスクアセスメントの結果に基づき策定し、現場における遵守を徹底すること。
- 2 ワイヤロープ、クランプ、フック等の玉掛用具・つり具については作業開始前点検を励行し、限度を超える伸びや外れ止めの故障など不具合があった場合は確実に補修、交換等を行うこと。
- 3 クレーンの運転は、法定資格者に行わせることは当然であるが、運転能力向上

のための教育を定期的に実施すること。また、玉掛け作業の指揮は、有資格者かつ十分な経験を持つ者に行わせること。さらに荷崩れなどがないように確実に玉掛けを行わせること。

- 4 「つり荷の下に入らないだけでなく、つり荷の進行方向への立ち入り禁止」を徹底すること。
- 5 過荷重や強風等によりジブが折損したりワイヤロープが切断したりすることを確実に防止すること。
- 6 クレーンが活線に接近することによる感電を確実に防止すること。このため近接する活線がある場合には電力会社に事前に対応などについて相談すること。
- 7 特に移動式クレーン作業(トラッククレーン、ラフタークレーン、クローラクレーン等)においては、当該場所の状況に応じた敷き鉄板の敷設、アウトリガーの最大張り出しの徹底等も含めた作業計画を定め、移動式クレーンの転倒等による災害防止を徹底すること(8月に転倒事故が発生しています)。

第14次労働災害防止計画（神奈川計画）の推進状況把握のためのアンケートにご協力ください。

アンケートのアドレス

<https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou14/dai14jibou/>



警報！

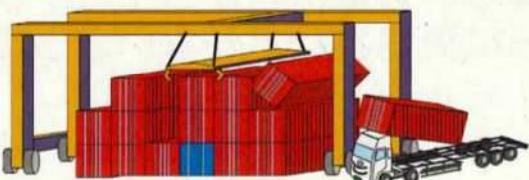
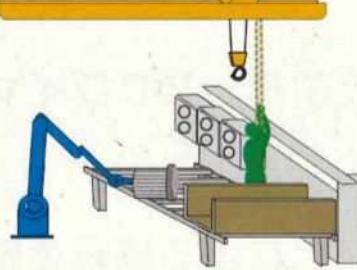
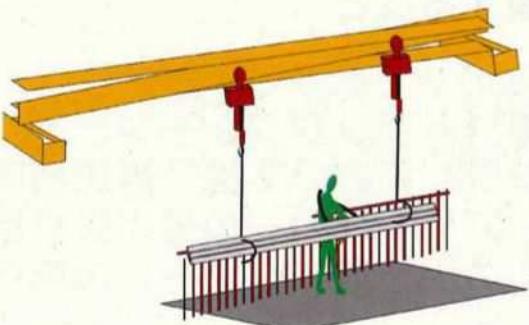
8月に神奈川県内で5件の死亡労働災害が発生！！



神奈川労働局・県下各労働基準監督署

本年7月末までに13件13名の死亡災害が発生していましたが、8月にはさらに5名もの尊い命が失われました。そのうち3名は「クレーン作業」に関連する労働災害でした。発生概要はつぎのとおりです。

令和6年8月発生したクレーン関連死亡災害の概要

発生月	発生時刻	業種	被災者年齢	発生状況図	発生概要
8月上旬	10時頃	陸上貨物運送事業 (道路貨物運送業)	70～74歳		被災者はトレーラーでコンテナを受け取るため、コンテナレーンの横で停車待機していた。近くで作業していたタイヤ式橋形クレーンのスプレッダーが頂上に積んであったコンテナに当たり、斜め下のコンテナを押し出し荷崩れして落下し、トレーラーヘッドが下敷きになって挟まれた。
8月上旬	7時頃	輸送用機械器具製造業	40～44歳		被災者は、故障したクレーンをメンテナンス位置まで移動させるため、生産ラインにある産業用ロボットの作業区画内に立ち入ったところ、当該作業区画内にある、搬送装置が動き出し、腰部等を設備と搬送装置間に挟まれた。
8月下旬	5時頃	輸送用機械器具製造業	55～59歳		被災者は一人で天井クレーンの運転（無線操作式）をして、結束された鋼材（棒状）を切断機へ移動させる作業をしていたが、クレーンでつられた鋼材と手すりとの間に被災者が挟まれているのを発見された。

裏面の「基本遵守事項」を確認ください。

クレーン災害を防止するため 「基本遵守事項」を守りましょう！

- 1 作業計画はリスクアセスメントの結果に基づき策定し、現場における遵守を徹底すること
- 2 ワイヤロープ、クランプ、フック等の玉掛け用具・つり具については作業開始前点検を励行し、限度を超える伸びや外れ止めの故障など不具合があった場合は確実に補修、交換等を行うこと
- 3 クレーンの運転は、法定資格者に行わせることは当然であるが、運転能力向上のための教育を定期的に実施すること。また、玉掛け作業の指揮は、有資格者かつ十分な経験を持つ者に行わせること。さらに荷崩れなどがないように確実に玉掛けを行わせること
- 4 「つり荷の下に入らないだけでなく、つり荷の進行方向への立ち入り禁止」を徹底すること
- 5 過荷重や強風等によりジブが折損したりワイヤロープが切断したりすることを確実に防止すること
- 6 クレーンが活線に接近することによる感電を確実に防止すること。このため近接する活線がある場合には電力会社に事前に対応などについて相談すること
- 7 特に移動式クレーン作業（トラッククレーン、ラフタークレーン、クローラクレーン等）においては、当該場所の状況に応じた敷き鉄板の敷設、アウトリガーの最大張り出しの徹底等も含めた作業計画を定め、移動式クレーンの転倒等による災害防止を徹底すること

神労安衛協発第 28 号
令和 6 年 9 月 27 日

会員事業場の皆様

(公社) 神奈川労務安全衛生協会
会長 坪井 竜介

神奈川労働局の「死亡災害防止のための取組の徹底について(緊急要請)」について

平素、当協会の事業活動につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、会員事業場の皆様におかれでは、日頃から労働災害防止の取組にご尽力いただいているところですが、本年 8 月末現在の神奈川県内における労働災害の発生状況において死亡災害が 7 月 3 件、8 月 5 件発生し、6 月末まで計 10 件であったところ、2 か月でほぼ倍増の 18 件となる異常な事態となっております。このままでは 14 次防神奈川計画の本年目標（死亡災害 26 人以下にする）の達成が危ぶまれるところです。

特に、クレーン作業に係る死亡災害が 8 月に 3 件発生している状況です。

かかる状況から、今般神奈川労働局労働基準部長から当協会を始めとする神奈川県下の労働災害防止団体に対して別添の緊急要請が行われました。

つきましては、会員事業場の皆様におかれましては、労働災害の撲滅に向け、特に下記の基本遵守事項の再確認・徹底を図ってくださいますようお願い申し上げます。

記

基本遵守事項

1. 作業計画はリスクアセスメントの結果に基づき策定し、現場における遵守を徹底すること。
2. ワイヤロープ、クランプ、フック等の玉掛け用具・つり具については作業開始前点検を励行し、限度を超える伸びや外れ止めの故障など不具合があった場合は確実に補修、交換等を行うこと。
3. クレーンの運転は、法定資格者に行わせることは当然であるが、運転能力向上のための教育を定期的に実施すること。また、玉掛け作業の指揮は、有資格者かつ十分な経験を持つ者に行わせること。さらに荷崩れなどがないように確実に玉掛けを行わせること。
4. 「つり荷の下に入らないだけでなく、つり荷の進行方向への立ち入り禁止」を徹底させること。
5. 過過重や強風等によりジブが折損したりワイヤロープが切断したりすることを確実に防止すること。
6. クレーンが活線に接近することによる感電を確実に防止すること。このため近接する活線がある場合には電力会社に事前に対応などについて相談すること。
7. 特に移動式クレーン作業（トラッククレーン、ラフタークレーン、クローラクレーン等）においては、当該場所の状況に応じた敷き鉄板の敷設、アウトリガーの最大張り出しの徹底等も含めた作業計画を定め、移動しクレーンの転倒等による災害防止を徹底すること（8 月に転倒事故が発生）。

以上